

小規模美化緑化ボランティア制度

（目 的）

第1条 市民が市内に配置されているプランタにおいて実施される美化・緑化の活動を通じて、世代間や地域の交流を深め、緑豊かなまちなみの形成に寄与することを目的とする。

（対 象 者）

第2条 市内に在住又は勤務地を置く者で、日常的にプランタの美化・緑化活動が可能な者で個人、団体を問わない。

（対象場所）

第3条 市が配置し、美化・緑化活動をするうえで、設置されている施設管理者が支障がないと判断するプランタ（別表1）

（活動内容）

第4条 第3条におけるプランタにおいて、四季に応じた花苗を育成し、年間を通じて、美観を保つ活動

（市からの支援）

第5条 市は第4条の活動に対して、必要となる花苗や消耗品を対象者に対して、必要最小限度の支援を行う。

（活動者の決定）

第6条 市は広報誌やHPを通じて、対象者の募集を適宜行い、決定に至っては公平性のうえ決定するものとする。なお、活動場所が居住先や勤務先を考慮したうえで活動可能な距離等を考慮したうえで決定する。

（加入の手続き）

第7条 プランタについては、市の管理備品であることから、「交野市備品貸出規則」に基づく貸出備品使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）を提出すること。

（脱退の手続き）

第8条 対象者が使用期間の満了若しくは中断する場合には、貸出備品使用報告書（様式第3号）を提出すること。

（そ の 他）

第9条 その他、疑義等が生じた場合、市と対象者で協議の上、決定する。

(附 則)

この制度は平成31年4月1日から適用する。

(別表1)

プランター一覧

設置場所	個数
ゆうゆうセンター	8
星田出張所	6
南星台遊水地付近	2

ゆうゆうセンター（8個）



星田出張所（6個）



南星台遊水地付近（2個）

